

組合員の皆様

2016年10月12日

改正 2006 年海上労働条約（MARITIME LABOUR CONVENTION：MLC） 金銭的保証の要件

2017年1月18日に発効する2006年海上労働条約の改正について、[2016年6月29日](#)付の回覧にてご案内いたしました。2017年1月18日以降、改正MLCの対象となる船舶は、下記に関する責任について、保険または他の金銭的保証が手配されていることを示す、保険者または他の金銭的保証の提供者が発行した証書の掲示が要求されます。

- － 改正MLC第2.5規則、第A2.5.2基準および第B2.5指針に従って、船員の未払い賃金および送還費用ならびに付帯費用
- － 改正MLC第4.2規則、第A4.2基準および第B4.2指針に従って、船員の死亡または長期の後遺障害に対する補償

国際グループ加盟の全クラブの理事会は、クラブが必要な証書を提供することを決定しました。本回覧は、船主が金銭的保証の要件を満たせるようクラブが実施している方策について最新情報を組合員に提供することを目的としています。本回覧では最重要情報をお知らせし、詳細は添付のよくあるご質問（FAQs）でご案内いたします。

.. /

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

MLC 証書が必要となる船舶

下記のいずれかに該当する船舶は、MLC 証書が必要となります。

- － 改正 MLC 締約国籍船舶
- － 改正 MLC 締約国の管轄地域に寄港する船舶

改正 MLC 締約国の詳細は、国際労働機関（ILO）の [MLC データベース](#) で参照可能です。

改正 MLC 非締約国籍船で改正 MLC 締約国に寄港しない場合、MLC 証書は不要です。

改正 MLC 適用対象船舶の区分に関する詳細は、当クラブのウェブサイトおよび改正 MLC のよくある質問（FAQs）をご参照ください。

手続き

国際グループ加盟の全クラブは、まもなく証書の取得手続きについて組合員にご案内する予定です。証書は別紙 1 および 2 に記載の文言に基づき PDF 形式でクラブから組合員に送付されます。組合員は同証書を印刷して 2017 年 1 月 18 日までに船員が閲覧できる本船上の目立つ場所に確実に掲示しなければなりません。

証書が発行されると、クラブのウェブサイト上の船舶検索サイトに記録されます。

証書はクラブが提供するため、船籍国に証書の発行を申請する必要はありません。ただし、一部の船籍国は、同国籍船の船主に対して、記録用として証書のコピーの提出を要求する可能性があります。

現在加入しているクラブとの契約更改を予定している組合員は、2018 年 2 月 20 日まで有効な証書を取得することが可能と考えられます。

保険

証書に基づき発生する責任の中には、船員に対する標準的な P&I カバーの範囲内のものもあります。例えば、死亡または長期の後遺障害に対する補償は通常、クラブのルールでカバーされています。同様に、海難に伴う送還費用および賃金は、標準的な P&I カバーの一部となっています。しかし、その他の責任、特に改正 MLC 第 2.5.2 基準に定められる遺棄規定から生じる送還費用および賃金は、P&I カバーの範囲外になります。

クラブは、別紙 3 に示される **MLC 特別条項 (MLC Extension Clause)** に規定される基準に基づき証書を提供することができます。特別条項では、証書に明記された改正 **MLC** の規則および基準の範囲内となる、船員が提起するクレームに対してクラブが支払いを行うことが規定されています。また特別条項には、そのような支払いが標準的なカバーの範囲外である場合には、組合員はクラブに弁済する義務を負うことが定められています。

再保険

P&I カバーの範囲外のクレームは、国際グループのプールおよび再保険手配の対象外となります。国際グループは、**MLC 特別条項**に基づき発生し **P&I** カバーの範囲外となる責任について追加の再保険を手配しています。再保険手配は進行中で、全組合員にとって十分なものとなる予定です。ただし、特に非常に多くの船員を有するフリートは例外となる可能性があります。

全般

改正 **MLC** の金銭的保証の要件により、船主、保険者、旗国および寄港国監督に多くの課題が生じています。**IMO** 条約に基づく強制保険システムと類似している点もありますが、異なる点もかなり見受けられます。例えば、改正 **MLC** では、保証の文言に関する規定が定められていません。さらに、各締約国は、旗国および寄港国監督の両方の観点から改正 **MLC** の実施・施行方法についてある程度柔軟に対応することができます。本回覧の発行時点で **79** カ国が同条約を批准しています。国際グループは、**18** の加盟国から構成される非公式な連絡会の設置に尽力しており、この加盟国に対してこれまで国際グループが実施してきた提案方策について相談し、意見を伺う機会を設けています。その目的は、改正 **MLC** の要件を満たし改正 **MLC** が適用される全ての国に受け入れられる保証システムを提供することです。

新たな情報がありましたら、追ってご案内いたします。

国際グループの全加盟クラブが同様の回覧を配布しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)